

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 6 月 28 日付 R06-28440-00095 で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）を取り消し、公文書にあたる電子メールを含め対象文書を特定し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 6 年 6 月 14 日付で、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「特定年月 8 日・10 日の資料（以下「資料 1」という。）についての質問に対し判断・確認して、弁護士事務所へ回答された時の特定振興局保有の決裁書」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 6 年 6 月 28 日付で、「資料 1 についての質問に対し判断・確認して、弁護士事務所へ回答された時の特定振興局保有の決裁書」について、決裁した公文書が存在しないためとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 6 年 7 月 3 日付けて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 特定振興局から本件処分を受けた。

イ 資料1について、判断・確認し弁護士事務所へ回答された時の特定振興局保有の決裁書又は裁決書について、決裁又は裁決した公文書が存在しないため、としている。

ウ しかしながら、これは県庁組織以外への回答であり、振興局の誰も回答を確認した証明ができないことになり、どなたかが、適当なことを話されたことになる。ただし、振興局には、弁護士事務所へはどの資料を見て回答されたか確認し、弁護士事務所の方も回答がきたことを確認済み。

長崎県情報公開条例第1条・第2条(2)・第3条・第4条・第7条(1)のイ・ウ・第9条・第18条の2・特に第32条適正管理は、はなはだ違反しており違法である。

エ 本件処分により、審査請求人は情報公開条例の根本である第1条ほかを守られていないため法的権利と利益を侵害された。

オ 以上の点から、本件処分の審査請求監査を提起した。

(2) 反論書における主張

ア 「弁護士事務所」からの確認に対し、調査し回答するまでの手続き及び説明するまでに一切書類による作成はなく、担当者は上司に確認及び許可もえず、又、上司は決裁せず回答させたということか。弁護士事務所とのやり取りの時だけの記録、決裁書の開示ではない。弁護士事務所からの確認依頼以降全ての書類と決裁書である。

このことは、個人情報保護条例の、もっとも基本の第1条や第3条情報保護に関して必要な施策を講じる。第8条1項(3)個人の財産の安全を確保(5)利用するにあたり個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。同8条2項個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、個人情報保護の必要な措置を講ずる。第10条個人情報の漏洩滅失及び毀損の防止と適正管理、に違反している。個人情報については県が判断されるものではなく、個人が違反されているかを判断することだと思ふ。これをもって具体的に誰が、どの様な手続きをされて許可をされたのか、なぜ書類作成、決裁が一切ないのかの確認である。

イ この弁護士事務所への確認は、県の今までの説明及び何度かの開示請求では、交渉当初に提出された書類しか無いとの事だったが、〇年ほど前に開示

請求したところ、多数の存在しないはずの資料が見つかった。

ウ この存在しないはずの資料の中には、当初説明の時の説明資料とは、明らかに数値が違うもの、〇〇〇〇箇所の削除や説明内容の違い、故意に〇〇〇〇認定数値の説明部分を黒く塗りつぶされた箇所があり、長崎県警及び警察署で確認してもらったところ、詐欺行為に該当するとのこと。また、そうであれば、公文書偽造・改ざん・隠ぺい・捏造の疑いも出てくる。

今までの開示請求でも、測定機器の設置をしたとの資料と、設置会社が数値説明を行ったとの資料は有るが、肝心の測定数値の資料はないとのこと。

エ 以上のことから、なぜこのようなことを担当者は確認して、問題ないと弁護士事務所に回答したのか。

オ 今までの何度かの開示請求でも、測定機器の設置日及び設置会社が数値説明したとの資料は有るが、肝心の数値の資料は無いため、〇〇〇〇〇〇使用せずに変更された。工事開始期間中、近い〇〇メートルから〇〇メートル間の調査会社の調査報告ファイル資料、丸ごと1冊紛失したことになる。初期の説明の段階で〇〇箇所多数を指摘したところ、その後5・6年後見直しをしたという資料を渡された。この資料をいつ、誰が作成したか開示をかけると、見直し資料は作成していないとのこと。最初に説明に来た時、書かれていない〇〇箇所を指摘したところ、調査するとのことだったが、現在まで調査されず、これからも調査の予定なしとのことである。警察署の話では、合法的に、資料廃棄できるまでの(証拠隠滅)時間稼ぎだろうと言われた。

カ 法律第140号第1条：国民主権にのっとり独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるように

県情報公開条例第1条：県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進する事が目的とする

個人情報保護条例第1条：個人情報保護に必要な事項を定め実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、権利利益の保護をはかるとともに県政の適正な運営に資する事を目的とする

各法律・条例とも第1条をおこなうために第2条以下が有るはずなのに、あえて、資料が存在しないことのみを強調したり、違う意味の説明に変えたりしている。

県が工事を行い、そのための調査をしている。その調査資料を基に作成されて提出された資料である。なぜ存在しないと言いつづけた資料が存在し、初期の説明とは内容が異なったり変えられた箇所や、消されていたり、紛失したりするのか。

法律・条例、全てにおいて説明するよう義務付けられているので、解らないとか内容が変わるのであれば、すべての資料をお持ちの県の責任において、なぜそうなるのか、なぜすべての第1条の本文に基づかず該当しなくてよいのか、わかるように説明責任を果たしてほしい。説明回答については、後ほど第三者に確認と判断をしていただきたく、開示をかけたいと思うので、担当者・責任者は誰なのか分かる様に書類の作成もお願いする。

(3) 口頭意見陳述による主張

県が県庁組織以外の第三者である弁護士に問題ないと言っている。誰が調べて、誰が判断・許可して、誰が回答したのかを知りたいが、文書が一切ないということはおかしいのではないかと思う。開示されれば誰が責任をもって回答したのかがわかる。県は説明責任があると言うが、今まで一切果たしていない。

なお、口頭意見陳述にあたり、審査請求人から審査会に対し資料1のほか資料2及び3の提出があった。

資料1 特定年月8日・10日の資料(〇〇測定結果及び〇〇測定結果が記載されたもの)

資料2 特定期間〇〇データ及び〇〇〇〇記録簿

資料3 〇〇等調査図(〇〇図、〇〇図等)等

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分をした経緯

「特定年月8日・10日の資料についての質問に対し判断・確認して、弁護士事務所へ回答された時の特定振興局保有の決裁書」について、決裁した公文書が存在しないため。

審査請求人から「過去にもらった〇〇調査の資料で確認をしたい。特定年月10日～同月17日の欄で、「〇/8～〇/17欠測」と記載してある。これは〇/8～〇/17の間、測っていないということか。日付もずれている。弁護士に見せて相談するので、文書で回答してもらいたい」と要望があった。

特定年月8日・10日の資料は、審査請求人の「過去にもらった〇〇調査の資料」との発言から過去に審査請求人から公文書開示請求があり、部分開示した公文書と特定した。部分開示した公文書を見れば、審査請求人が確認したい内容は容易に判明できたため、特定振興局が委任していた弁護士から審査請求人に文書で回答した。

2 原処分を適正とした理由

(1) 条例第11条第2項について

開示請求に係る公文書を当該実施機関が保有していない場合に不開示決定(公文書不存在)とすることを定めたものである。

(2) 公文書不開示決定の検討

「弁護士事務所への回答」については、実施機関が過去の開示文書である資料を確認し、委任している弁護士に、資料1についての質問内容の説明を行い、弁護士から文書にて回答した。結果的に、回答内容の記録は残るため、回答に至る実施機関と弁護士とのやりとりの記録は作成していない。このことから、開示請求のあった公文書は保有しておらず、条例第11条第2項の規定に基づいて、令和6年6月28日付けて公文書不開示決定(公文書不存在)を行ったものであり、原処分は適正であると判断した。

なお、上述の弁護士に対する質問内容の説明は担当者から電子メールで送った。開示請求者が開示請求書に記載した「決裁書」にあたるような、上司まで含めて印鑑を押した文書はなかったため公文書不存在とした。

3 審査請求人の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は審査請求書において「これは県庁組織以外への回答であり、振興局の誰も回答を確認した証明ができない」ことを主張しているが、弁護士に資料についての質問に対し説明を行った際の議事録は作成していないが、特定振興局から回答しており、回答内容については特定振興局も把握をしているため、審査請求人の主張は当たらない。

次に、実施機関が「長崎県情報公開条例第1条・第2条(2)・第3条・第4条・第7条(1)のイ・ウ・第9条・第18条の2・特に第32条適正管理は、はなはだ違反しており違法である旨」を主張している。第1条は条例の目的、第2条は定義、第3条は解釈及び運用を定めた条項、第4条は利用者の責務、第7条(1)は不開示となる個人情報のうち、イが人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は不開示情報から除くことを定めた条項、ウは当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は不開示情報から除くことを定めた条項、第9条は公益上の理由による裁量的開示、第18条2は他の法令との調整による開示の方法、第32条は公文書の管理を定めた条項であるが、原処分については、条例第11条第2項に基づき判断しているものであるため、請求人の主張は当たらない。

4 結論

前記1及び2のとおり、審査請求人の主張は失当であり、原処分は適正である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに
するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるこ
とにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する
理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ
とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公
開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

条例第11条第2項では、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しな
いとき（開示請求を拒否するとき及開示請求に係る公文書を保有していないとき
を含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面に
より通知しなければならない旨定めている。

3 対象文書の保有の有無について

当審査会において、実施機関に確認し、次のように判断した。

(1) 対象文書について

本件開示請求は、県の公共工事で実施した〇〇等の測定結果の資料にかかる
ものである。

実施機関が本件処分を行った経緯は、前記第3の1記載のとおりであるが、
実施機関によると、審査請求人からの質問は、審査請求人が過去に開示を受け
た〇〇調査の資料の欠測日の相違についての1点のみであった。実施機関が確
認したところ、欠測日は特定年月8日～17日ではなく同月10日～17日の記載
が正しいと判明したため、上司に口頭で説明のうえ、弁護士から審査請求人に
正しい日付を回答したとのことである。

本件開示請求にかかる請求書には「特定年月8日・10日の資料についての質
問に対し判断・確認して、弁護士事務所へ回答された時の特定振興局保有の決
裁書」と記載されていたことから、対象文書は、当該質問に対する回答につい
て実施機関から弁護士へ説明するにあたって決裁した公文書と判断したとのこ
とであった。

(2) 公文書不存在の妥当性について

当審査会において実施機関に確認したところ、審査請求人の質問に対して弁
護士から回答してもらうためにやりとりした記録は作成していないが、担当者

が調べた内容を弁護士あて送った電子メールは残っているとのことであった。

実施機関は、当該電子メールを対象文書として特定しなかった理由について、開示請求の内容が「決裁書」との記載だったことから、上司まで含めて印鑑を押した文書を求められていると認識したとのことである。しかしながら、行政職員以外の者が行政内部の意思決定がどのように行われているのか、すべてが常に押印による文書決裁を経ているのかといったことを当然に知り得るものではなく、公文書開示請求制度の趣旨からすると、対象文書としてはいわゆる決裁文書に限られるものではなく捉えるべきである。

そうすると、実施機関は、弁護士から審査請求人に回答してもらうために、担当者が調べた内容を弁護士あてに送信した当該電子メールを対象文書として特定し、開示、不開示の判断をすべきであったと思料する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書等において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
令和7年2月18日	・実施機関から諮問書を受理
令和7年4月22日	・審査会（口頭意見陳述、実施機関聴取及び審査）
令和7年5月28日	・審査会（審査）
令和7年5月30日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	会長職務代理者
久 部 香 名 子	司法書士	
松 尾 和 子	行政経験者	
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部長	会長